

大規模建築物の建設計画にかかる埋蔵文化財の取り扱い基準

(H12.4.1)

(改定 H20.4.1)

大阪市教育委員会文化財保護担当

1 この基準は、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて」(平成12年3月24日付 教委文第572号、以下「府取り扱い基準」とする。)に基づき、大規模建築物の建設計画にかかる埋蔵文化財の取り扱いの基準について定めたものである。

2 大規模建築物の建設計画の当該地が、文化財保護法(昭和25年法律第214号、以下「法」とする。)第95条によって定められた周知の埋蔵文化財包蔵地(以下「包蔵地」とする。)に該当する場合は、建設計画の事業者は、建設計画に先立って、法第93条第1項もしくは第94条第1項に基づく届出・通知(以下「届出・通知」とする。)を行い、発掘調査に関する教育委員会の指示を受けるものとする。

3 大規模建築物の建設計画の当該地が包蔵地に該当しない場合は、「府取り扱い基準」の「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱いにかかる試掘調査・確認調査実施要領」第2項に基づき、未知の埋蔵文化財が不時に発見され、不用意に損壊されることを未然に防ぎ、開発事業との円滑な調整をはかるために、建設計画の事業者は、埋蔵文化財の有無の確認を目的とした試掘調査を事前に実施することについて、教育委員会の指示を受けるものとする。

4 前項の指示に基づく、試掘調査の結果、未知の埋蔵文化財の存在が確認された場合は、建設計画の事業者は、法に基づく必要な届出・通知を行い、発掘調査に関する教育委員会の指示を受けるものとする。